

## 相続手続きの大まかな流れ

### 遺言書の有無の確認

- 遺言書がある場合、原則として遺言書の内容通りに相続手続きを行います。  
※遺言書をご用意ください。
- 自筆証書遺言の場合、家庭裁判所で「検認」手続きが必要になります。

### 相続人の確定

- 被相続人の出生から死亡まで、連続した戸籍謄本を集めます。  
※弊所で承ります。
- 戸籍謄本を確認して初めて、対外的に相続人が何人です、と言えるようになります。
- 法務局や金融機関では、相続人を確認するため、必ず戸籍謄本の提出を求められます。

### 相続財産の把握

- 不動産、預貯金、有価証券、保険等被相続人の相続財産を確定し、評価します。

### 遺産分割協議

- 相続人全員で、遺産の分割方法について話し合います。
- 相続人全員が納得すれば、どのように分けても問題ありません。
- 法律（民法）では、法定相続分が定められています。  
※（例）配偶者と子2人の場合 … 配偶者1/2、子各1/4

#### 話し合いがまとまった場合

- 遺産分割協議書を作成し、相続人全員が  
①署名、②実印の押印、③印鑑証明書を添付します。

or

#### 話し合いがまとまらない場合

- 家庭裁判所に「遺産分割調停」を申し立て、調停委員を交えての話し合いを行います。

## 解約・名義変更

- 不動産の名義変更（所有権移転登記）手続きや預貯金・有価証券の解約・名義変更手続きを行います。

## 相続税の申告

- 相続財産が相続税の基礎控除額を超えている場合、死亡日から10ヶ月以内に相続税の申告を行います。

【相続税の基礎控除額】… 平成27年1月1日から  
3,000万円＋（600万円×相続人の人数 人）＝ 万円

ご不明な点はお気軽にご連絡下さい。（☎ 0120－46－9174 行政書士めぐみ法務事務所）